

富良野市新庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務委託の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公示します。

平成 30 年 7 月 9 日

富良野市長 北 猛 俊

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 富良野市新庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務委託
- (2) 業務内容 富良野市新庁舎の建設（市庁舎及び文化会館の複合施設）に係る基本計画策定及び基本設計
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成 31 年 7 月 31 日まで
(ただし、基本計画（案）作成は平成 31 年 3 月 31 日までとする。)

2 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は共同企業体であって、次の（１）又は（２）の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 単体企業の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 公募の日において、富良野市建設工事等入札参加資格者名簿の「委託」に登録されている者であること。
- ウ 公募の日から参加表明書及び企画提案書の提出日までのいずれの日においても、富良野市長から指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- オ 本プロポーザルの参加において、複数の共同企業体の構成員になっていないこと。
- カ 次の要件を満たす業務（平成 15 年 4 月 1 日以降に完了したものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）の履行実績を元請として有していること（本社又は営業所の実績を含む。）。
 - ① 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - ② 規模：延床面積 5,000 m²以上及び地上 2 階建以上
 - ③ 業務：庁舎又は文化ホール等（以下「公共施設」という。）の新築又は改築に係る設計業務

(2) 共同企業体の要件

- ア 共同企業体の構成員は3者以内とし、(1)のアからオまでの要件をすべて満たすこと。
- イ 共同企業体の構成員の代表者は、(1)のカの要件を満たすこと。
- ウ 共同企業体の構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- エ 共同企業体の結成方法は、自主結成によるものとし、参加表明書提出時に共同企業体協定書の写しを提出すること。
- オ 代表者以外の共同企業体の構成員は、(1)カの要件と同種又は類似業務として次に掲げるいずれかの業務(平成15年4月1日以降に完了したものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。)の履行実績を有していること(本社又は営業所の実績を含む。)
 - ① 同種業務 延床面積5,000㎡以上の公共施設の新築又は改築に係る基本構想、基本計画又は設計業務
 - ② 類似業務 延床面積3,000㎡以上の民間の事務所、銀行、本社ビル等(以下「民間事務所」という。)の新築又は改築に係る基本構想、基本計画又は設計業務

注1) 「公共施設」とは、平成21年度国土交通省告示第15号別添二の第四号第2類、第七号、第八号、第十号及び第十二号の用途に供する建築物で、国又は地方公共団体の所有する施設とする。

注2) 「民間事務所」とは、平成21年度国土交通省告示第15号別添二の第四号、第七号、第八号、第十号及び第十二号第2類の用途に供する建築物で、民間が所有する施設とする。

3 業務上の参加条件

(1) 配置予定技術者の条件等

- ア 管理技術者及び分担業務分野の主任技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者及び分担業務の主任技術者は、参加希望者と3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ウ 管理技術者と分担業務分野の主任技術者は、それぞれ1名とし、これらを兼ねることができない。
- エ 管理技術者は、平成15年4月1日以降に延床面積5,000㎡以上の公共施設、民間事務所の新築又は改築に係る設計業務を管理技術者又は主たる分担業務分野の主任技術者として携わった実績を有する者であること。
- オ 主任技術者は、平成15年4月1日以降に延床面積3,000㎡以上の公共施設、民間事務所の新築又は改築に係る設計業務の実績を有する者であること。
- カ 本プロポーザルの提出書類に記載した配置予定技術者は、富良野市が合理的な理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。

注1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、

契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

注2)「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

注3) 分担業務分野の分類は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備とし、「主たる分担業務分野」とは建築（総合）とする。

(2) その他業務上の条件

ア 主たる分担業務分野は再委託しないこと。

イ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、富良野市長から指名停止の措置を受けていない者であること。

4 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の配布期間	平成30年7月9日（月）から 平成30年7月30日（月）まで
質問書の提出期限	平成30年7月20日（金）午後5時まで
質問に対する回答期日	平成30年7月26日（木）
参加表明書の提出期限	平成30年7月30日（月）午後5時まで
一次審査結果通知	平成30年8月3日（金）
企画提案書の提出期限	平成30年8月21日（火）午後5時まで
二次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	平成30年8月27日（月）予定
受託候補者の決定及び通知	平成30年8月28日（火）予定

5 参加手続等

富良野市新庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおりとする。

6 審査及び選定

本プロポーザルの審査は、富良野市新庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会において行い、受託候補者を選定する。

7 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

審査の結果、選定された受託候補者と、提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金等

- ア 契約保証金は要しない。
- イ 契約書の作成を要する。
- ウ 契約金額の3割以内を前払金として支払う。

8 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出、並びに二次審査の参加に関する費用は、参加希望者及び企画提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (5) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (6) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て参加希望者及び企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (7) 詳細は実施要領によるものとする。

9 事務局（問合せ先）

〒076-8555 富良野市弥生町1番1号
富良野市役所 総務部 財政課 （電話 0167-39-2306）